

議案第36号

木津川市公共下水道使用料徴収条例及び木津川市水道事業給水条例の一部改正について

木津川市公共下水道使用料徴収条例（平成19年木津川市条例第189号）及び木津川市水道事業給水条例（平成19年木津川市条例第196号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年6月6日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）」の公布により「地方自治法（昭和22年法律第67号）」の一部が改正され、令和4年1月4日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市公共下水道使用料徴収条例及び木津川市水道事業給水条例の一部を改正する条例

第1条 木津川市公共下水道使用料徴収条例（平成19年木津川市条例第189号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(使用料の徴収方法) 第4条 使用料は、市長の指定する金融機関の口座振替、納入通知書、集金又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第 <u>231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者</u> による納付の方法によつて毎月徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、2か月分以上まとめて徴収することができる。	(使用料の徴収方法) 第4条 使用料は、市長の指定する金融機関の口座振替、納入通知書、集金又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第 <u>231条の2第6項に規定する指定代理納付者</u> による納付の方法によって毎月徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、2か月分以上まとめて徴収することができる。
2 (略)	2 (略)

第2条 木津川市水道事業給水条例（平成19年木津川市条例第196号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(料金の徴収方法)	(料金の徴収方法)

第32条 料金は、毎月納入通知書、口座振替、集金又は地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者</u> による納付の方法により徴収する。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。	第32条 料金は、毎月納入通知書、口座振替、集金又は地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第231条の2第6項に規定する指定代理納付者</u> による納付の方法により徴収する。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
2 (略)	2 (略)

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。